横瀬町での災害等における調査研究・支援活動に関する協定書

埼玉県横瀬町(以下「甲」という。)と NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害が発生したときに備え、平時から 相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(調査研究の実施)

- 第2条 甲乙ともに平時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動も行うものとする。
- 2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

(支援活動の実施)

- 第3条 甲の区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法(昭和27年法律第231号)第132条の3(捜索、救助等のための特例)における国土交通省令で定める者として乙は自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。
- (1) 無人航空機 (ドローン) による被災状況の調査
- (2) 無人航空機 (ドローン) により撮影した情報を甲へ提供
- (3) 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
- (4) 作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

(連絡担当の配置)

第4条 甲乙は、災害が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から甲乙互いに連絡担当を定めておくものとする。

(経費の負担)

- 第5条 第3条各号の定めに要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。
- 2 前項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度 甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

- 第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。
- 2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間 満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満 了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後にお いてもまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年1月5日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

甲 横瀬町

横瀬町長る中に大いたがに対している。

東京都調布市国領町三丁目4番41号 乙 NP0法人クライシスマッパーズ・ジャパン

理事長

